省　令

○環境省令第二十二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十四日

環境大臣　石原　伸晃

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第十号中「第五号から第七号」を「第七号から第九号まで」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「陳列」を「陳列又は広告」に改める。

第十九条第一項中「第十一条第一項又は第四項」を「法第二十条第二項又は第十一条第六項から第八項まで」に改める。

第三十九条第一項中「第五条第一項第四号」を「第五条第三項」に改め、「による届出」の下に「（同条第一項第四号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）」を加える。

第四十条中「第五条第二項第一号から第三号まで」を「第五条第三項」に改め、「届出」の下に「（同条第二項第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）」を加え、「生きている個体、卵、はく製その他の標本、個体の器官、個体の器官の加工品又はその他の個体等」を「個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別、個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別、個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称」に改める。

第四十三条第二十四号中「、ロ」を削り、「第三号ハ」の下に「並びに第三項」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。